(61)メートルの地点から二五二度二三分一四秒二五一・九五三メートルの地点

(62)(61)に掲げる地点から二五二度二二分一七秒二五一・八四六メートルの地点

(63)(62)に掲げる地点から二五二度二三分〇三秒二五四・九五八メートルの地点

(64)(63)に掲げる地点から二五二度二四分三三秒二五二・〇四二メートルの地点

(65)(64)に掲げる地点から二五二度二四分二五秒二二一・九九四メートルの地点

(66)(65)に掲げる地点から二五二度一七分二〇秒二〇七・一二三メートルの地点

(67)(66)に掲げる地点から一七八度二一分五〇秒一三一・四〇三メートルの地点

(68)(67)に掲げる地点から一九〇度〇四分一七秒三六二・五四〇メートルの地点

(69)(68)に掲げる地点から二五三度二七分〇一秒二五三・一六九メートルの地点

(70)大分県大分市向原沖地先（北緯三三度一五分二五秒東経一三一度三九分四八秒）の地点

(71)(70)に掲げる地点から一六〇度五五分五〇秒一一・三九二メートルの地点

(72)(71)に掲げる地点から七一度〇三分五〇秒四七七・五〇四メートルの地点

(73)(72)に掲げる地点から一一度〇七分一五秒一二・四一二メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(74)に掲げる地点と(79)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(74)大分県大分市原川三丁目地先（北緯三三度一五分三〇秒東経一三一度四〇分〇八秒）の地点

(75)(74)に掲げる地点から一九二度五七分五一秒一五・五五七メートルの地点

(76)(75)に掲げる地点から七〇度三〇分〇五秒一一六・八六九メートルの地点

(77)(76)に掲げる地点から一一九度三二分四一秒三・三七三メートルの地点

(78)(77)に掲げる地点から七三度五一分五一秒二九・一九九メートルの地点

(79)(78)に掲げる地点から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(70)に掲げる地点と(73)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇・九七三三秒、東経一三四度三五分五〇・三二六四秒）から二〇九度一六分三四秒七・七五メートルの地点

(2)(1)に掲げる地点から一四〇度二〇分一四・〇メートルの地点

(3)(2)に掲げる地点から一九七度二〇分一六・〇メートルの地点

(4)(3)に掲げる地点から一〇九度三〇分四一・〇メートルの地点

(5)(4)に掲げる地点から三九度三〇分一二・〇メートルの地点

(6)(5)に掲げる地点から一二三度〇〇分七八・〇メートルの地点

(7)(6)に掲げる地点から一二三度三〇分二一・〇メートルの地点

(8)(7)に掲げる地点から二〇九度四二分一〇・〇メートルの地点

(9)(8)に掲げる地点から一二二度二九分三八・〇メートルの地点

(10)(9)に掲げる地点から三〇度四五分一一・〇メートルの地点

(11)(10)に掲げる地点から一一三度〇〇分八二・〇メートルの地点

(12)(11)に掲げる地点から二〇二度三〇分一三・〇メートルの地点

(13)(12)に掲げる地点から一一三度〇〇分三一・〇メートルの地点

(14)(13)に掲げる地点から二八度〇〇分九・〇メートルの地点

(15)(14)に掲げる地点から一一二度一〇分四四・〇メートルの地点

(16)(15)に掲げる地点から一〇九度五〇分六二・〇メートルの地点

(17)(16)に掲げる地点から一〇三度三〇分九三・〇メートルの地点

(18)(17)に掲げる地点から九三度二〇分一〇・〇メートルの地点

(19)(18)に掲げる地点から一二一度五〇分二九・〇メートルの地点

(20)(19)に掲げる地点から二〇七度一〇分四五・〇メートルの地点

(21)(20)に掲げる地点から一八〇度一〇分二〇・〇メートルの地点

(22)(21)に掲げる地点から二一〇度五〇分六九・〇メートルの地点

(23)(22)に掲げる地点から一二六度五〇分一九・〇メートルの地点

(24)(23)に掲げる地点から三五度一〇分一〇〇・〇メートルの地点

(25)(24)に掲げる地点から三一度一〇分三一・〇メートルの地点

(26)(25)に掲げる地点から一〇七度一〇分一一九・〇メートルの地点

(27)(26)に掲げる地点から一九五度五八分一八・〇メートルの地点

(28)(27)に掲げる地点から一九二度一一分六・〇メートルの地点

(29)(28)に掲げる地点から一八八度三六分一三・〇メートルの地点

(30)(29)に掲げる地点から一〇二度〇三分二二・〇メートルの地点

(31)(30)に掲げる地点から一三度二二分一四・〇メートルの地点

(32)(31)に掲げる地点から一三度三一分二一・〇メートルの地点

(33)(32)に掲げる地点から一〇七度一〇分五七・〇メートルの地点

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(47)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇・九七三三秒、東経一三四度三五分五〇・三二六四秒）から二〇九度一六分三四秒七・七五メートルの地点 (2)(1)に掲げる地点から一四〇度二〇分一四・〇メートルの地点 (3)(2)に掲げる地点から一九七度二〇分一六・〇メートルの地点 (4)(3)に掲げる地点から一〇九度三〇分四一・〇メートルの地点 (5)(4)に掲げる地点から三九度三〇分一二・〇メートルの地点 (6)(5)に掲げる地点から一二三度〇〇分七八・〇メートルの地点 (7)(6)に掲げる地点から一二三度三〇分二一・〇メートルの地点 (8)(7)に掲げる地点から二〇九度四二分一〇・〇メートルの地点 (9)(8)に掲げる地点から一二二度二九分三八・〇メートルの地点 (10)(9)に掲げる地点から三〇度四五分一一・〇メートルの地点 (11)(10)に掲げる地点から一一三度〇〇分八二・〇メートルの地点 (12)(11)に掲げる地点から二〇二度三〇分一三・〇メートルの地点 (13)(12)に掲げる地点から一一三度〇〇分三一・〇メートルの地点 (14)(13)に掲げる地点から二八度〇〇分九・〇メートルの地点 (15)(14)に掲げる地点から一一二度一〇分四四・〇メートルの地点 (16)(15)に掲げる地点から一〇九度五〇分六二・〇メートルの地点 (17)(16)に掲げる地点から一〇三度三〇分九三・〇メートルの地点 (18)(17)に掲げる地点から九三度二〇分一〇・〇メートルの地点 (19)(18)に掲げる地点から一二一度五〇分二九・〇メートルの地点 (20)(19)に掲げる地点から二〇七度一〇分四五・〇メートルの地点 (21)(20)に掲げる地点から一八〇度一〇分二〇・〇メートルの地点 (22)(21)に掲げる地点から二一〇度五〇分六九・〇メートルの地点 (23)(22)に掲げる地点から一二六度五〇分一九・〇メートルの地点 (24)(23)に掲げる地点から三五度一〇分一〇〇・〇メートルの地点 (25)(24)に掲げる地点から三一度一〇分三一・〇メートルの地点 (26)(25)に掲げる地点から一〇七度一〇分一一九・〇メートルの地点 (27)(26)に掲げる地点から一九五度五八分一八・〇メートルの地点 (28)(27)に掲げる地点から一九二度一一分六・〇メートルの地点 (29)(28)に掲げる地点から一八八度三六分一三・〇メートルの地点 (30)(29)に掲げる地点から一〇二度〇三分二二・〇メートルの地点 (31)(30)に掲げる地点から一三度二二分一四・〇メートルの地点 (32)(31)に掲げる地点から一三度三一分二一・〇メートルの地点 (33)(32)に掲げる地点から一〇七度一〇分五七・〇メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十九年九月二十九日

○国土交通省告示第八百八十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林・運輸・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一